



# 島根県報

平成26年2月7日（金）

第2,569号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の  
規定による医療機関の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業  
者の指定 ( " ) 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変  
更の届出 (中小企業課) 2

### 【公 告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指  
定 (中小企業課) 3

公共測量の実施 (用地対策課) 4

## 告 示

### 島根県告示第58号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年2月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
えだクリニック整形外科リハビリテーション科	出雲市今市町藤ヶ森2074番地	平成25年12月9日
ファーマシィくにびき薬局	出雲市今市町2078	平成25年12月9日

### 島根県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年2月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社 クオリティ ・オブ・ライフ	訪問看護	こころ訪問看護ステーション	島根県出雲市天神町869番地 天神ビル2F	平成26年2月1日
	介護予防訪問看護			

### 島根県告示第60号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年2月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

やよい川津ショッピングセンター 島根県松江市西川津町612-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

協同組合やよいデパート 代表理事 内村 正和 鳥取県米子市角盤町一丁目168

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前)

小売業者	住所	代表者名	変更年月日
(株) サンマート	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 哲朗	

(株) ヒグチ薬局	大阪府東大阪市鴻池徳庵町1-6	樋口 俊一	平成23年4月1日退店
(株) みどり商事	鳥取県米子市両三柳278	金川 裕一	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	平成23年4月1日サンマートを吸収 平成25年4月1日代表者変更
(株) みどり商事	鳥取県米子市両三柳278	金川 裕一	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成12年11月23日入店 平成19年1月25日代表者変更
(有) ピュア	島根県出雲市小山町427-1	亀谷 勝文	平成22年11月1日入店
丸美フーズ(株)	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	平成24年7月8日入店

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成26年1月30日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**公****告**

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成26年2月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指定期間
25-1	株式会社セラミカ	島根県大田市大森町イ1688-2	平成26年1月14日 ～ 平成27年1月13日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年 2 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量 3級基準点測量（復旧測量）
- 2 作業期間  
平成26年 2 月 3 日から同年 3 月25日まで
- 3 作業地域  
出雲市多伎町